

平成24年2月20日

情報公開・個人情報保護審査会 御中

環境行政改革フォーラム
事務局長 鷹取 敦

情報公開・個人情報保護審査会に諮問された事件につき、下記のとおり意見書を送付いたします。

1 諮問事件

諮問番号：平成24年（行情）諮問第14号

事 件 名：災害廃棄物安全評価検討会第5回及び第6回の議事録
の不開示決定（不存在）に関する件

2 意見

災害廃棄物安全評価検討会では、福島県内の瓦礫だけでなく、岩手県、宮城県などの瓦礫の処理方法についても検討を行い、国は広域処理の安全性の根拠として示している。

しかしながら、この検討会は非公開であり、当事者である被災地および受け入れ側の自治体の参加もなく、議事録も公表されていない。

本事件だけでなく、これまでに災害廃棄物安全評価検討会のすべての会の議事録と第5回以降については、議事録が存在とされたため会議録音の開示請求を行ってきた。議事録と会議録音の請求に対して、開示・不開示決定は以下のように変遷してきた。議事録は4回までは存在（開示）、会議録は第7回までは存在（不開示）していたが、その後はいずれも作成すらしていない。

表 請求文書、開示不開示の別およびその理由

| 請求文書 | | 開示・不開示 決定 | 不開示の理由 |
|------|---|--------------|--------|
| 実施回 | 文書種類 | | |
| 1～4 | 議事録 | 開示 | — |
| 5～8 | | 不開示 | 不存在 |
| 5～7 | ・委員の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ ・発言内容が過大に、広く訴えられること等により、処理方針に基づく市町村等による災害廃棄物の処理事業の適性な遂行に支障を及ぼすおそれ | | |
| 8 | 不存在 | | |
| 9 | 議事録 | 不開示 | |
| | 会議録音 | | |

2011年1月には東日本大震災に関連する政府の重要会議のうち「原子力災害対策本部」、「緊急災害対策本部」、「被災者生活支援チーム」で議事録も議事概要も作成されている。

なかったことが大きな問題となり、岡田副総理の指示によりほかの重要会議についても点検され10の会議で議事録が作成されていなかったことがわかった。

しかし、災害廃棄物安全評価検討会はこの際の点検の対象になっていなかったのか、議事録概要で十分とされたのか、その後も議事録作成が行われた形跡がなく、事実開示請求に対して「作成・取得しておらず、不存在」であった。

瓦礫の広域処理の受け入れを表明した東京都、神奈川県、島田市（静岡県）などで、大きな反対の声が上がっており、被災地と一部の地域の間には亀裂が生じているように見える。このことから、岩手県、宮城県の瓦礫の汚染の程度がどれくらいで、それを焼却し、灰を最終処分した時にどのような課題があるのか、それをどう克服できるのかできないのかについて検討している災害廃棄物安全評価検討会が、被災地の復興にとって当然「重要会議」である。

本事件より後に開示請求した会議録音について不開示とされた理由として、不開示決定書に下記の理由が記載されている。

- ・委員の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、
- ・発言内容が過大に、広く訴えられること等により、処理方針に基づく市町村等による災害廃棄物の処理事業の適性な遂行に支障を及ぼすおそれ

1つ目の理由は意味が不明でこれで不開示にできるのであればどんな会議も不開示となるから、不開示の理由たり得ない。

2つ目は、当事者の参加や公開どころか、議事録の公開すらない不透明さに象徴される政策決定手続きが「適正な遂行に支障及ぼす」根本的な原因となっていると考えるべきである。

I C R P（国際放射線防護委員会）その勧告（Publication 111で、意志決定仮定の正確な記録と公開、決定への当事者の関与が必要だ、と指摘している。これは福島県内でのみ必要なものではなく、放射線防護に関する意志決定（には欠かすことができない点である。

会議の公開、正確な議事録の作成と公表は、そのほんの入り口に過ぎず、作成・開示して当然のものである。